

す き でん ぬきほ ぎ 京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟



大阪高裁第1回口頭弁論は
1月29日(水) 午後3時～
202号法廷

傍聴に結集も！

大阪高裁第1回口頭弁論が、1月29日午後3時から202号法廷で開かれることが決定しました。係属部は大阪高裁第6民事部（東亜由美裁判長、中山誠一・齋藤毅裁判官）。

私たちは5月31日に控訴理由書1および2を提出。

被控訴人（京都府西脇知事）からは、7月3日に控訴理由書1に対する答弁書、10月28日に控訴理由書2への反論として被控訴人第1準備書面が提出されました。被控訴人の準備書面に対し、11月末には求釈明を提出しています。

準備手続は2回行われ、裁判所からは、双方とも全ての主張を年内に提出するようにとの要請が出されています。

口頭弁論終了後、弁護士会館(510号室)で報告集会を開催します。

その支出、ちょっと待ったあ～！

（京都・主基田拔き穂の儀違憲訴訟とは）

天皇の宗教は、天照大神の神勅に基づいて日本の統治を行う権限が天皇家の代々に承継されることを正当化する宗教です。

令和の代替わりでも大嘗祭が行われましたが、ここに国家が関われば、国家の「公」が損なわれ、我々社会の諸個人の信教の自由も損なわれます。京都は大嘗祭で使用する「米」をつくる主基田に選定され、京都府西脇隆俊知事も公費を使って一連の儀式に参加しました。



「京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟団」

〒540-0038 大阪市中央区内淡路町1-3-11 シティコープ上町402 TEL 06-7777-4935

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

検索する場合は「靖国合祀イヤです訴訟」→「京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟」